

諮問第77号の答申

経済産業省特定業種石油等消費統計調査の変更について（案）

本委員会は、諮問第77号による経済産業省特定業種石油等消費統計調査の変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

平成27年2月10日付け20150128統第2号により経済産業大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審査した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号の各要件のいずれにも適合しているため、「経済産業省特定業種石油等消費統計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

(2) 理由等

ア 報告を求めるために用いる方法の変更

本申請では、本調査の調査組織について、従前の「経済産業省－経済産業局－報告者」及び「経済産業省－報告者」から「経済産業省（資源エネルギー庁）－民間事業者－報告者」に変更する計画である。

これは、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定。以下「第Ⅱ期基本計画」という。）において、エネルギーに関する統計について体系的な整備を行うことが求められていること等を踏まえ、本調査の調査実施課室を経済産業省大臣官房調査統計グループ（以下「大臣官房調査統計グループ」という。）から他のエネルギー消費に関する統計調査も実施している経済産業省資源エネルギー庁（以下「資源エネルギー庁」という。）に変更した上で、民間事業者に調査業務を委託することとしているものである。

これについては、以下のとおり、第Ⅱ期基本計画において指摘されている、①エネルギーに関する統計について体系的な整備等に係る検討課題により適切な対応が可能となるものであること、②民間事業者の活用に当たって、統計の品質の維持・向上等を確保するため所要の取組を行うこととしていることから、適当である。

(ア) 調査組織の変更

資源エネルギー庁は、我が国全体のエネルギー需給の実態を定量的に明らかにする「総合エネルギー統計」^(※1)を作成している。同統計は、エネルギー政策の立案やその効果の検証に資する重要なものであり、本調査の結果はこれを作成する上で欠くことのできない重要な基礎データとして活用されている。

(※1) 総合エネルギー統計とは、日本に輸入又は国内で生産された石炭・石油・天然ガスなどのエネルギー源が、どのように転換され、最終的にどのような形態でどの部門や目的に消費されたかを定量的に示すものであり、エネルギー関係の各種一次統計等のエネルギー生産量、転換量、消費量等のデータを組み合わせて作成しているものである。

このような中で、資源エネルギー庁は、第Ⅱ期基本計画において、「エネルギーに関する統計について体系的な整備を行い、基幹統計の範囲について検討を行う」ことが指摘され、平成29年度末までに結論を得ることを求められている。

今回の調査組織の変更により、資源エネルギー庁が既に所管し実施している「エネルギー消費統計調査」（一般統計調査）に加えて本調査を所管し、両調査を一元的に実施する形になることは、エネルギーを取り巻く諸情勢や統計ニーズ、エネルギー消費等の現況を踏まえた調査内容の検証等の効率的な実施につながるものであり、また、第Ⅱ期基本計画における指摘事項により適切に対応することが可能となるものであると考える。

(イ) 民間事業者の活用

資源エネルギー庁は、委託する民間事業者における調査業務の質の維持・確保を図るため、正確で理解しやすい業務・審査マニュアル等を作成し提供することや、民間事業者からの相談に対しきめ細かく対応することなど、調査業務全体が適切かつ円滑に行われるよう十分な支援を行うこととしている。また、当分の間は、大臣官房調査統計グループと密に連絡・連携を行うなど、万全な体制の下で民間事業者を支援していくこととしている。

このような中で、第Ⅱ期基本計画において民間事業者の活用の際に留意する必要があるとされている点については、表のとおり対応することとしており、統計の品質の維持・向上等を確保するための所要の取組が行われるものとする。

表 民間事業者の活用の際の留意点に対する対応状況

留意点	左記留意点への対応状況
① 統計の品質の維持・向上	結果精度に影響を与える集計については、毎月公表前に審査会を開催し、慎重に調査結果を分析・検討する。具体的には、集計結果について、対前月比など過去のトレンドに照らして合理的な値となっているか、集計事項間に相関関係がみられるものについては、妥当な関係を保っているかなどを確認する。
② 報告者の秘密保護	調査票情報の適正な管理の観点から、業務委託に係る仕様書に、情報セキュリティ上安全に隔離された作業場所の確保、コンピュータウィルス対策等コンピュータ端末に係るセキュリティ対策の徹底等の情報保護環境整備について明記するとともに、委託者に対し情報セキュリティ規程の速やかな作成・提出を求める。また、調査業務に携わる全ての者に対する守秘義務の周知徹底を図る取組を求める。

③信頼性の確保	資源エネルギー庁長官名による調査依頼文の発出や調査票、記入要領、送信・返信用封筒等への調査実施官署名の記載、経済産業省のホームページ等を通じて、引き続き国が実施する統計調査であることについて十分な周知を行う。
④民間事業者の履行能力の確保	業務委託に係る仕様書に、セキュリティ対策上求める事項、個々の月例業務の具体的処理事項、処理手順、処理上の注意点など業務上必要な観点を漏れなく明記した上で、入札を総合評価落札方式とすることにより、応札した民間事業者の業務遂行能力を十分評定し、選定する形とする。

なお、調査業務の民間事業者への委託を着実に実施するため、調査票の配布時期や調査票回収から公表までに要する日数（約45日）等の調査実施に係る全体スケジュールについては、今回は変更しないものの、月次調査における即時性の重要性に鑑み、資源エネルギー庁は、民間事業者を活用した場合での本調査の実査ノウハウが蓄積された際には、改善できる点がないか検討していくこととしている。

（参考）申請負担軽減対策（平成9年2月10日閣議決定）において、原則として、全ての指定統計（現在の基幹統計）の第1報の公表を可能な限り早期化し、遅くとも月次調査は60日以内に公表することとされている。

イ 調査対象の範囲の変更

（ア）変更事項 1

本申請では、調査票第7号（鉄鋼）の調査対象の範囲について、これまで、調査計画の記載上は「鉄鋼」を生産品目とする全ての事業所が調査対象の範囲とされていたが、調査の実態に合わせて、図1のとおり、各種生産品目を生産する事業所に変更する計画である。

図1 調査票第7号の調査対象に係る記述の変更

【変更前】

【変更後】

調査業種	生産品目	調査の範囲
鉄鋼業	鉄鋼	鉄鉄 フェロアロイ 粗鋼 鋼半製品 鍛鋼品 鋳鋼品 一般普通鋼熱間圧延鋼材 冷延広幅帯鋼 冷延電気鋼帯 めっき鋼材 特殊鋼熱間圧延鋼材 特殊鋼冷延鋼板 鋼管（冷けん鋼管を除く。） 鋳鉄管を生産するもの
		上記以外のもの

提出先

経済産業大臣

経済産業局長

調査業種	生産品目	調査の範囲
鉄鋼業	鉄鉄 フェロアロイ 粗鋼 鋼半製品 鍛鋼品 鋳鋼品 一般普通鋼熱間圧延鋼材 特殊鋼熱間圧延鋼材 冷間仕上鋼材（磨棒鋼及び線類を除く。） めっき鋼材（線類を除く。） 冷間ロール成型形鋼 鋼管	全部

（注）「生産品目」別に定める「調査の範囲」に属する業所が調査対象の範囲

（注）「生産品目」別に定める「調査の範囲」に属する事業所が調査対象の範囲

これは、経済産業省は、昭和56年の調査開始当初から、本調査の調査対象をエネルギー多消費型となる工業品を生産する事業所としていたが、調査計画に記載された調査対象の範囲がそれよりも広く設定されていたことから、今回、より正確な記述に改めるものである。

今回の変更により調査計画の記載上、明示的に調査対象外となる事業所の生産品目は「めっき鋼材のうち線類」や「鋳鉄管」等他の鉄鋼製品に比べ、生産設備が小規模でエネルギーを多消費するものでもないなど、本調査の目的に照らして支障がないことが確認された。したがって、今回の記載の変更は適当である。

(イ) 変更事項 2

本申請では、図2のとおり、調査票第9号（機械器具）の生産品目の「電子計算機及び関連装置並びに電子応用装置」の記載を「電子計算機及び情報端末並びに電子応用装置」に変更する。また、調査票第1号（パルプ・紙・板紙）、同第3号（化学繊維）、同第5号（窯業・土石製品）、同第6号（ガラス製品）、同第8号（非鉄金属地金）及び同第9号（機械器具）の調査の範囲の「従業者」の記載を「従事者」に変更する計画である。

図2 調査計画（別表）に係る記述の変更

【変更前】			【変更後】		
調査業種	生産品目	調査の範囲	調査業種	生産品目	調査の範囲
パルプ・紙工業	紙板紙	従業者 50名以上のもの 従業者 50名以上のもの	パルプ・紙工業	紙板紙	従業者 50名以上のもの 従業者 50名以上のもの
化学繊維工業	化学繊維	従業者 30名以上のもの	化学繊維工業	化学繊維	従業者 30名以上のもの
窯業製品及び土石製品工業	石灰	従業者 30名以上のもの	窯業製品及び土石製品工業	石灰	従業者 30名以上のもの
ガラス製品工業	ガラス製品	従業者 100名以上のもの	ガラス製品工業	ガラス製品	従業者 100名以上のもの
非鉄金属地金工業	アルミニウム二次地金	従業者 30名以上のもの	非鉄金属地金工業	アルミニウム二次地金	従業者 30名以上のもの
機械工業	土木建設機械 金属工作機械及び金属加工機械 電子部品 電子管・半導体素子・集積回路 電子計算機及び 関連装置 並びに電子応用装置 自動車及び部品（二輪自動車を含む。）	経済産業大臣の指定する 従業者 500名以上のもの	機械工業	土木建設機械 金属工作機械及び金属加工機械 電子部品 電子管・半導体素子・集積回路 電子計算機及び 情報端末 並びに電子応用装置 自動車及び部品（二輪自動車を含む。）	経済産業大臣の指定する 従業者 500名以上のもの

これは、経済産業省生産動態統計調査（経済産業省が所管する基幹統計調査。以下「生動調査」という。）の調査計画における表現振りに合わせるために、変更するものである。

これについては、以下のとおり、定義の変更を伴わない表記の修正であり、また、調査結果の断層も生じないものと考えられることから、適当である。

① 「関連装置」の記載を「情報端末」に変更

生動調査の「機械器具月報（その37）」に係る調査票について、平成26年調査の改正において、周辺装置や端末装置等の関連装置の品目の統合等を行い、実態に即した品目のカテゴリ名称に変更する見直しを行ったことに伴い、調査票や生産品目の名称中の「関連装置」の記載を「情報端末」に変更したものであり、品目の定義を変更するものではない。

本調査は、このことを受けて、同様の変更を行うものであり、また、品目の定義を変更するものではないことから、調査結果の断層も生じないものと考えられる。

② 「従業者」の記載を「従事者」に変更

本調査は、生動調査の対象名簿を基に調査対象事業所の整備を行っている一方、生動調査では、平成23年調査の改正以降「従事者」として調査を実施していることから、表記を変更するものであり、本調査における調査項目としての定義を変更しないことから、調査結果の断層も生じないものと考えられる。

2 統計審議会諮問第285号の答申（平成14年8月9日付け統審議第8号）における「今後の課題」への対応状況

本調査については、統計審議会諮問第285号の答申時において、以下の指摘がされている。

① 地域別等の結果の公表

構造統計調査の中止により提供されなくなる地域別等の結果については、その推計方法、推計の基礎となるデータの所在等の情報を提供するなど利用者の利便を図るほか、補完的な資料として、動態統計調査の1年分のデータを活用することにより都道府県別、経済産業局別の集計結果を「石油等消費動態統計年報」で公表する必要があること。

（注）本調査は、平成14年まで、年次調査である石油等消費構造統計調査と月次調査である石油等消費動態統計調査から成る調査であった。

② 定期報告を活用した統計の作成

平成14年5月に改正された「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（昭和54年6月法律第49号。以下「省エネ法」という。）においては、製造業等のほかオフィスビル、大型小売店舗等の民生業務部門についても、エネルギー消費の多い工場又は事業場に対し、年1回のエネルギー消費に関する定期報告を義務付けており、この定期報告によりエネルギー消費に関する業種横断的なデータが得られることから、当該定期報告を活用した統計の作成を検討する必要があること。

このうち、①については、経済産業省は、平成15年度以降、「石油等消費動態統計年報」（答申直後の平成14年に係る年報は平成15年7月に公表）において、地域別統計として都道府県別エネルギー消費量の集計結果を公表していることから、本検討課題への対応としては、適当である。

なお、経済産業局別エネルギー消費量は、昭和56年から継続して公表されているところである。

また、②については、経済産業省は、平成23年度以降^(※2)、資源エネルギー庁が委託事業により毎年度実施している「エネルギー使用合理化促進基盤整備事業」（以下「基盤整備事業」という。）の報告書の中に、省エネ法に基づく定期報告の結果を活用した集計表を作成し掲載していることから、本検討課題への対応としては、適当である。

（※2）省エネ法に基づく定期報告の結果を活用した集計表は、平成14年度から作成していたものの、基盤整備事業の契約形態の変更や、対外的に公表するに当たっての整理を検討する段階で調整等に時間を要したため、公表は平成23年度からになったものである。

なお、基盤整備事業とは、省エネ法の規制の対象となる事業者から年1回提出される定期報告書等の内容を集計・評価・分析した結果を取りまとめるなど、省エネルギー推進のための環境整備を図る事業である。

3 オンライン調査の推進

オンライン調査については、報告者負担の軽減や利便性の向上、正確な統計作成など多くのメリットがあることや、第Ⅱ期基本計画において、統計調査の実施計画を企画する際、オンライン調査を導入している調査はオンラインによる回収率の向上方策について事前に検討することが指摘されていることを踏まえ、オンライン調査の推進にこれまで以上に取り組むことが求められているものと考ええる。

本調査は、郵送調査及びオンライン調査によって実施されており、オンライン調査については利用率が70%前後と比較的高い状況にある。しかしながら、調査業種ごとのオンライン調査の利用率をみると、40%前後と他の業種と比較して相対的に低いものがみられる。

本調査は、調査対象業種によって全ての事業所又は従事者の一定規模以上の全ての事業所を対象として実施されており、また、月次調査であり、報告者に対し反復継続的に実施されていることを考慮すれば、オンライン利用率の向上を図る余地はあるものと認められる。

このようなことを踏まえ、資源エネルギー庁は、オンライン調査の周知やオンラインによる報告の働きかけ等、従前から実施している取組に加え、新たにオンライン利用率が他の業種に比べ相対的に低いところを中心に重点的に働きかける取組を行うこととしている。

これらの取組は、本調査のオンライン利用率の更なる向上に資するものと考えられることから、適当である。

4 今後の課題

第Ⅱ期基本計画において、経済産業省は、エネルギーに関する統計について体系的な整備を行い、基幹統計の範囲について検討し、平成29年度末までに結論を得ることが求められている。同省は、有識者等から構成された検討会等において所要の検討を行っているところであり、引き続き十分な検討を行った上で、必要に応じて本調査の調査計画の見直しを行うこと。

第47回産業統計部会議事概要

- 1 日 時 平成27年2月25日（水）10:00～12:00
- 2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室
- 3 出席者
 - （部 会 長） 西郷浩
 - （委 員） 川崎茂、野呂順一
 - （審議協力者） 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
 - （調査実施者） 経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室：秦室長ほか
 - （事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：池本参事官補佐
総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、佐藤国際統計企画官
ほか

4 議 題 経済産業省特定業種石油等消費統計調査の変更について

5 概 要

- 事務局から、経済産業省特定業種石油等消費統計調査（以下「本調査」という。）の諮問の概要及び変更案について説明が行われた後、審査メモに沿って審議が行われ、いずれも適当と判断された。

委員からの主な意見等は以下のとおり。

（1）報告を求めるために用いる方法

- ・ 今回の諮問事項（調査組織（調査系統）の変更等）については問題ないと思うが、エネルギーに関する統計の体系的な整備という観点については丁寧に議論することが必要であるとする。
- ・ 本調査はエネルギー消費の総量を推計する統計と思われるが、最終的な回収率は何の程度で、回収できなかった部分についてはどのように補完しているのか。
 - ← 平成25年度の実績では96.8%の回収率である。なお、本調査は月次の動態統計調査として実施しており、エネルギー消費の動きを調査するという意味合いが強く、未回収事業所については前月の結果をそのまま用いることで対応しているところである。また、エネルギー消費量全体を補足するという観点では、エネルギー消費統計調査（年次調査として実施している一般統計調査）の結果が本調査結果を補完している。
- ・ エネルギーに関する統計の体系的な整備について、例えば、本調査とエネルギー消費統計調査を一本化するなど、具体的な検討が進んでいるのか。
 - ← 御指摘の点は「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定。以下「第Ⅱ期基本計画」という。）において検討が求められていることであり、平成29年度末までに結論を出さなくてはならないと考えている。両調査の一本化も一つの方向としては考えられるが、両調査の調査周期、調査項目等が異なるほか、エネルギー政策に関する必要な情報の適時適切な提供との関係でどう整理するのかといった多くの論点がある。このような論点を整理し、今後検討を進めてまいりたい。

- ・ 統計調査の民間委託については、受託する側である民間事業者側としても統計調査の信頼性を確保するための人材育成や設備投資など所要の準備が必要となる。複数年度で委託契約を行うことなどが可能になれば、受託側においてもこれまで以上の準備を行うインセンティブが働き、より質の高い統計の整備に資することにつながるのではないかと考える。
- ・ エネルギー消費統計調査は本調査に比べ、幅広い業種をカバーした調査である中、一般統計調査として実施されることになった経緯は何か。
 - ← エネルギー消費統計調査は、一般統計調査として調査を開始・実施し、データの精度や経年変化の安定度等について検証し、結果精度の十分な確保が可能と判断した段階で、基幹統計化を検討するとして開始した経緯がある。第Ⅱ期基本計画では、エネルギーに関する統計の体系的な整備を行い、基幹統計の範囲について検討を行うことが指摘されており、このような経緯をも踏まえ、平成 29 年度末までに整理したいと考えている。
- ・ 今回の変更内容である、調査組織（調査系統）及び調査実施課室の変更、調査業務の民間事業者の活用については、部会として適当であると判断する。

また、第Ⅱ期基本計画で指摘されているエネルギーに関する統計の体系的な整備については、平成 29 年度末までに結論を得るとされており、引き続き資源エネルギー庁を中心に整理を進めていただきたい。

（２）調査対象の範囲

① 調査票第 7 号（鉄鋼）の調査対象に係る記載の変更関係

- ・ 今回の変更内容は、調査の実態に合わせたより正確な記述に改めるものであり、部会として適当であると判断する。

② 調査計画（別表）の表記の変更関係

- ・ 今回の変更にある「従業者」と「従事者」は意味合いが異なり、数も違ってくるのではないかと考えられ、調査結果に断層が生じるように思うがいかがか。
 - ← 従前から調査していた定義はそのままにして、表記を「従事者」に変更するだけであるため、断層は生じないものと考えている。
- ・ 今回の変更内容である、調査計画（別表）における表記の変更については、経済産業省生産動態統計調査の表現振りに合わせるためのものであり、部会として適当であると判断する。

（３）統計審議会諮問第 285 号の答申（平成 14 年 8 月 9 日付け統審議第 8 号）における『今後の課題』への対応状況

- ・ 地域別等の結果の公表を行うことについては適切に対応しており、評価できるものとする。その一方で、公表されている都道府県別のエネルギー消費量はあくまでも特定の業種に係る情報であり、また、当該都道府県におけるエネルギー消費量全体において占める割合が分からない状況にある。このような中で、都道府県別のエネルギー消費量に係る集計表を公表してミスリードにつながるおそれはないか。また、当該データに対する利用ニーズはあるのか。

← 「石油等消費動態統計年報」の公表に当たっては、公表物に「利用上の注意」（調査対象業種、指定生産品目（群）及び調査の範囲とともに、統計表の作成方法及び統計表の見方などについて記載したもの）を掲載し、利用者の利便を図っているところである。

また、平成 14 年の答申時において本件課題が付された経緯としては、都道府県において CO₂排出量を推計する上での基礎資料として、それまでは石油等消費構造統計調査（年次調査）の結果を利用していたが、当該調査が中止となることに伴う代替的な措置を考える必要が生じたことである。月次調査である本調査の結果（1 年分）から作成される地域別統計に対する都道府県の利用ニーズがあるだろうとの判断から、地域別統計の作成及び公表が求められたものである。年次調査であるエネルギー消費統計調査結果からも地域別統計を作成しているが、公表時期のタイムラグを踏まえると、代替が難しい状況にあり、現在も年報における都道府県別集計表に対するニーズはあるものと考えている。

- ・ 今後の課題である、地域別等の結果の公表、定期報告を活用した統計の作成については適切な対応をしており、部会として適当であると判断する。

（４）オンライン調査の推進

- ・ 本調査の中で、他の調査対象業種に比べ、オンライン利用率が 40%弱と相対的に低い業種（非鉄金属地金）の報告者数はどの程度か。
 - ← 報告者数全体の 5%程度（約 70 事業所）である。
- ・ 本調査のオンライン調査の利用率は約 70%と他の政府統計に比べてもかなり高い中で、相対的にオンライン調査の利用率が低い調査対象業種を把握し、重点的に周知するなど、更なる利用率の向上に向けた取組を行うこととしており、オンラインによる回収率の向上方策については、部会として適当であると判断する。

6 その他

今回は、平成 27 年 3 月 10 日（火）10 時 00 分から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室において開催することとされた。

第 48 回産業統計部会議事概要

1 日 時 平成 27 年 3 月 10 日（火）10:00～11:00

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（部 会 長） 西郷浩

（委 員） 川崎茂、野呂順一

（審議協力者） 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都

（調査実施者） 経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室：秦室長ほか

（事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：清水政策企画調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、佐藤国際統計企画官
ほか

4 議 題 経済産業省特定業種石油等消費統計調査の変更について

5 概 要

答申（案）について審議が行われ、今後の課題の記載について一部修正があったものの、部会として了承された。

委員からの主な意見等は以下のとおり。

○ 答申案について

ア 「1 本調査計画の変更」

（ア） 「（2）理由等」の「ア 報告を求めるために用いる方法の変更」

特段の意見なく了承された。

（イ） 「（2）理由等」の「イ 調査対象の範囲（ア）変更事項 1」

特段の意見なく了承された。

（ウ） 「（2）理由等」の「イ 調査対象の範囲（イ）変更事項 2」

特段の意見なく了承された。

イ 「2 統計審議会諮問第 285 号の答申（平成 14 年 8 月 9 日付け統審議第 8 号）における『今後の課題』への対応状況」

特段の意見なく了承された。

ウ 「3 オンライン調査の推進」

特段の意見なく了承された。

エ 「4 今後の課題」

- ・ エネルギーに関する統計についての体系的な整備と記載されているが、その範囲はどこまでなのか。エネルギー統計の中には、家計部門における消費や運輸部門における消費に係るものもあると思われる。それらも含めた体系的な整備ということか。

← 第Ⅱ期基本計画における指摘内容を踏まえ、経済産業省が所管している範囲にお

いてエネルギーに関する統計についての体系的な整備を行うという認識で記載しているものである。

- ・ 本調査の名称について違和感がある。『石油等』消費統計調査」とあるが、調査票の内容を見るとエネルギー全般を調査しており、『エネルギー』消費統計調査」の方が調査の名称としてはしっくりくるように思う。また、特定業種という文言も本調査を取り巻く諸事情や他の調査との横並び等もあって用いているのかもしれないが、しっくりこない。エネルギーに関する統計についての体系的な整備に係る検討の際には、調査の名称や調査範囲の見直しといったことについても検討していただきたい。

← 本調査の名称等についてはこれまでの経緯等はあるものの、基幹統計調査として実施している経済産業省特定業種石油等消費統計調査と一般統計調査として実施しているエネルギー消費統計調査では調査の名称や調査する範囲も異なるのは事実である。このような中で、どのような形がよいのかといったことも含め、総合的に考えていきたい。

← 本文中に「必要に応じて本調査の調査計画の見直しを行うこと」と記載されている。調査計画の中には、調査の名称、調査対象の範囲等が記載されているので、調査実施者における平成 29 年度末に向けた検討の結果、必要であれば調査計画を見直す中で所要の対応が行われるものと考えている。

- ・ 文意を明確にするため、「第Ⅱ期基本計画において（略）検討を行うことが指摘され、平成 29 年度末までに結論を得ることが求められている。」を「第Ⅱ期基本計画において（略）検討し、平成 29 年度末までに結論を得ることが求められている。」に修正した方がよい。また、第Ⅱ期基本計画における要請とそれへの対応との関係について正確を期すのであれば、「このことを受けて」を削除した方がよいのではないか。

← 御指摘どおりに修正する。

- ・ 「今後の課題」の記載内容については、審議を踏まえた修正を行うことで了承された。

オ 「1 本調査計画の変更」の「(1) 承認の適否」
特段の意見なく了承された。

6 その他

答申（案）については、所要の修正を行い、出席委員の確認を経た後、平成 27 年 3 月 23 日（月）に開催予定の第 85 回統計委員会において、部会長から報告することとされた。



総政企第22号
平成27年2月19日

統計委員会委員長
西村清彦 殿

総務大臣
山本 早苗



諮問第77号

経済産業省特定業種石油等消費統計調査の変更について（諮問）

標記について、平成27年2月10日付け20150128統第2号により経済産業大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮 問 の 概 要

1 諮問事項

基幹統計調査である「経済産業省特定業種石油等消費統計調査」（以下「本調査」という。）の平成28年1月以降の実施に当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、経済産業大臣から申請のあった以下の変更を承認すること。

2 変更の概要

調査計画において、報告を求めるために用いる方法及び調査対象の範囲を以下のとおり変更する。

（1）報告を求めるために用いる方法

調査組織について、従前の「経済産業省－経済産業局－報告者」及び「経済産業省－報告者」から「経済産業省（資源エネルギー庁）－民間事業者－報告者」に変更する。

【説明】

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定。以下「第Ⅱ期基本計画」という。）において、エネルギーに関する統計について体系的な整備を行うことが求められている。これを踏まえ、本調査の調査実施課室を他のエネルギー消費に関する統計調査も実施している資源エネルギー庁に変更し、エネルギーに関する統計の体系的な整備、統計ニーズやエネルギー消費等の現況に即した調査内容の検証、結果データの利活用の促進等につながる体制を整えるものである。

また、あわせて、限られた統計リソースの有効活用をするため、民間事業者に調査業務を委託するものである。

（2）調査対象の範囲

ア 調査票第7号（鉄鋼）の調査対象の範囲について、これまで、調査計画の記載上は「鉄鋼」を生産品目とする全ての事業所が調査対象の範囲とされていたが、調査の実態に合わせて、図1のとおり、各種生産品目を生産する事業所に変更する。

図1 調査票第7号の調査対象に係る記述の変更

【変更前】

調査業種	生産品目	調査の範囲	提出先
鉄鋼業	鉄鋼	鉄鉄 フェロアロイ 粗鋼 鋼半製品 鍛鋼品 鋳鋼品 一般普通鋼熱間圧延鋼材 冷延広幅帯鋼 冷延電気鋼帯 めっき鋼材 特殊鋼熱間圧延鋼材 特殊鋼冷延鋼板 鋼管（冷けん鋼管を除く。） 鋳鉄管を生産するもの	経済産業大臣
		上記以外のもの	

【変更後】

調査業種	生産品目	調査の範囲
鉄鋼業	鉄鉄	全部
	フェロアロイ	
	粗鋼	
	鋼半製品	
	鍛鋼品	
	鋳鋼品	
	一般普通鋼熱間圧延鋼材	
	特殊鋼熱間圧延鋼材	
	冷間仕上鋼材（磨棒鋼及び線類を除く。）	
	めっき鋼材（線類を除く。）	
	冷間ロール成型鋼	
	鋼管	

（注）「生産品目」別に定める「調査の範囲」に属する事業所が調査対象の範囲

【説明】

調査対象の範囲については、調査実施者が昭和56年の調査開始当初から定義しているものであるが、実際に調査を実施している範囲よりも広く設定されていたことから、今回、調査の実態に合わせたより正確な記述に改めるものである。

イ 調査計画（別表）において、図2のとおり、調査票第9号（機械器具）の生産品目の「電子計算機及び関連装置並びに電子応用装置」の記載を「電子計算機及び情報端末並びに電子応用装置」に変更する。また、調査票第1号（パルプ・紙・板紙）、同第3号（化学繊維）、同第5号（窯業・土石製品）、同第6号（ガラス製品）、同第8号（非鉄金属地金）及び同第9号（機械器具）の調査の範囲の「従業者」の記載を「従事者」に変更する。

図2 調査計画（別表）に係る記述の変更

【変更前】			【変更後】		
調査業種	生産品目	調査の範囲	調査業種	生産品目	調査の範囲
パルプ・紙工業	紙 板紙	従業者 50名以上のもの 従業者 50名以上のもの	パルプ・紙工業	紙 板紙	従事者 50名以上のもの 従事者 50名以上のもの
化学繊維工業	化学繊維	従業者 30名以上のもの	化学繊維工業	化学繊維	従事者 30名以上のもの
窯業製品及び 土石製品工業	石灰	従業者 30名以上のもの	窯業製品及び 土石製品工業	石灰	従事者 30名以上のもの
ガラス製品工業	ガラス製品	従業者 100名以上のもの	ガラス製品工業	ガラス製品	従事者 100名以上のもの
非鉄金属地金工業	アルミニウム二次地金	従業者 30名以上のもの	非鉄金属地金工業	アルミニウム二次地金	従事者 30名以上のもの
機械工業	土木建設機械 金属工作機械及び金属 加工機械 電子部品 電子管・半導体素子・ 集積回路 電子計算機及び 関連装 置 並びに電子応用装置 自動車及び部品（二輪 自動車を含む。）	経済産業大臣の指定する 従業者 500名以上のもの	機械工業	土木建設機械 金属工作機械及び金属 加工機械 電子部品 電子管・半導体素子・ 集積回路 電子計算機及び 情報端 末 並びに電子応用装置 自動車及び部品（二輪 自動車を含む。）	経済産業大臣の指定する 従事者 500名以上のもの

【説明】

経済産業省生産動態統計調査（経済産業省が所管する基幹統計調査）の調査計画における表現振りに合わせるために、変更するものである。

3 審議すべき重点事項

（1）報告を求めるために用いる方法の変更について

今回、調査組織の変更を行うこととしており、当該見直し内容が第Ⅱ期基本計画において求められているエネルギーに関する統計についての体系的な整備等に資するものとなっているかについて、検討する必要がある。

あわせて、民間事業者に調査業務を委託することとしていることから、第Ⅱ期基本計画において民間事業者の活用の際に留意すべきとされている点（統計の品質の維持・向上、報告者の秘密保護、信頼性の確保等を前提としつつ、民間事業者の履行能力等）について、検討する必要がある。

（2）調査対象の範囲の変更について

今回の変更内容が適当なものとなっているかについて、検討する必要がある。

(3) 統計審議会諮問第285号の答申（平成14年8月9日付け統審議第8号）における「今後の課題」への対応状況について

本調査については、統計審議会諮問第285号の答申時において、以下の検討課題が指摘されており、調査実施者である経済産業省における対応状況の適否等について、検討する必要がある。

ア 地域別等の結果の公表

構造統計調査の中止により提供されなくなる地域別等の結果については、その推計方法、推計の基礎となるデータの所在等の情報を提供するなど利用者の利便を図るほか、補完的な資料として、動態統計調査の1年分のデータを活用することにより都道府県別、経済産業局別の集計結果を「石油等消費動態統計年報」で公表する必要がある。

（注）本調査は、平成14年調査まで、年次調査の石油等消費構造統計調査と月次調査である石油等消費動態統計調査から成る調査であった。

イ 定期報告を活用した統計の作成

平成14年5月に改正された「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（昭和54年6月法律第49号）においては、製造業等のほかオフィスビル、大型小売店舗等の民生業務部門についても、エネルギー消費の多い工場又は事業場に対し、年1回のエネルギー消費に関する定期報告を義務付けており、この定期報告によりエネルギー消費に関する業種横断的なデータが得られることから、当該定期報告を活用した統計の作成を検討する必要がある。

経済産業省特定業種石油等消費統計調査の概要

調査の目的

我が国工業における石油等の消費の動態を明らかにし、石油等の消費に関する施策等の基礎資料を得ることを目的として、昭和56年1月から毎月実施されている。

調査の概要

調査対象

エネルギー消費の大きい製造業の特定業種(①パルプ・紙、②化学、③化学繊維、④石油製品、⑤窯業製品及び土石製品、⑥ガラス製品、⑦鉄鋼、⑧非鉄金属地金、⑨機械)の工業品を生産する(加工を含む)事業所：約1500事業所

主な調査事項

- 燃料の受入量、消費量、払出量、在庫量及び発生量、回収量又は生産量
- 電力の購入量、消費量、自家発電量及び販売量

※9種類(調査対象の特定業種別)の調査票から構成(平成26年調査時点)

調査期日

毎月末日現在

調査方法

郵送又はオンラインによる自計報告

調査組織

【調査対象の特定業種：上記の①・③・⑦の一部・⑨】

経済産業省 ⇄ 経済産業局 ⇄ 報告者

【調査対象の特定業種：上記の②・④・⑤・⑥・⑦の一部・⑧】

経済産業省 ⇄ 報告者

結果の公表

月報：調査月の翌々月中旬

年報：調査月の翌年6月頃

調査結果を取りまとめ、経済産業省のホームページ及び印刷物で公表

結果の利活用

- 総合エネルギー統計(※)を作成するための基礎資料
- 地球温暖化対策、省エネルギー対策等に関する施策の基礎資料

※ 総合エネルギー統計とは、日本に輸入又は国内で生産され供給された石炭・石油・天然ガスなどのエネルギー源が、どのように転換され、最終的にどのような形態でどの部門や目的に消費されたかを定量的に示すものであり、エネルギー関係の各種一次統計等のエネルギー生産量、転換量、消費量等のデータを組み合わせて作成しているものである。

今回の変更の背景

「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成26年3月25日閣議決定)において、「エネルギーに関する統計について体系的な整備に取り組むこと」が求められている。



今回の変更内容

調査実施課室の変更

エネルギーに関する統計の体系的な整備等の体制を整えるため、調査実施課室を変更

<現在の調査実施課室>

大臣官房調査統計グループ
鉱工業動態統計室



<平成28年1月からの調査実施課室>

資源エネルギー庁長官官房
総合政策課戦略企画室

調査組織の変更

調査実施事務の民間事業者への委託に伴い、調査組織を変更

<現在の調査組織>

経済産業省 ⇄ 経済産業局 ⇄ 報告者

調査票第1号 パルプ・紙・板紙
調査票第3号 化学繊維
調査票第7号 鉄鋼
調査票第9号 機械器具

※調査票の提出期日: 翌月10日

経済産業省 ⇄ 報告者

調査票第2号 化学工業製品
調査票第4号 石油製品
調査票第5号 窯業・土石製品
調査票第6号 ガラス製品
調査票第7号 鉄鋼
調査票第8号 非鉄金属地金

※調査票の提出期日: 翌月15日

※調査票第7号については、生産品目により調査組織が異なる



<平成28年1月からの調査組織>

経済産業省(資源エネルギー庁) ⇄ 民間事業者 ⇄ 報告者

※従前の経済産業局経由の調査票の提出期日は翌月10日 から翌月15日に変更

その他

調査対象範囲の記述の変更

調査計画の表現振りの変更

経済産業省特定業種石油等消費統計の利活用事例について

経済産業省特定業種石油等消費統計調査は、経済産業省特定業種石油等消費統計（工業における石油等の消費の動態を明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成することを目的として実施しており、本調査結果の利活用事例は以下のとおり。

1. 国や地方公共団体における施策の基礎資料

○ 製造業における石油等消費の動向把握、石油製品需要見通し、エネルギー政策に関する総合的な施策立案及び地球温暖化対策に関する施策の基礎資料として広く活用されている。

- ・ 総合エネルギー統計^(※)を作成するための基礎資料
- ・ 地球温暖化対策に関する施策の基礎資料
- ・ 石油製品需要見通しのための基礎資料
- ・ 省エネルギー対策に関する施策の基礎資料 等

※ 総合エネルギー統計とは、日本に輸入又は国内で生産され供給された石炭・石油・天然ガスなどのエネルギー源が、どのように転換され、最終的にどのような形態でどの部門や目的に消費されたかを定量的に示すものであり、エネルギー関係の各種一次統計等のエネルギー生産量、転換量、消費量等のデータを組み合わせて作成しているもの

2. 業界団体、民間研究機関等における活用

○ 業界団体や民間研究機関等において、温室効果ガス排出量の推計や省エネルギー対策をするための基礎資料として活用されている。

公的統計の整備に関する基本的な計画（平成 26 年 3 月 25 日閣議決定）（抄）

第 2 公的統計の整備に関する事項

2 分野別経済統計の整備

(1) 環境に関する統計の整備

世界的に重要な課題であり、また、我が国においても国民の関心が高まっている地球環境問題については、課題解決に向けた対応の基礎となる統計の整備が不可欠である。この取組の一環として、関係府省は、温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの充実や、廃棄物及び副産物の把握など、地球温暖化対策等に関連した統計の整備を進めている。

一方、「環境基本計画」（平成 24 年 4 月 27 日閣議決定）においては、環境に関する統計の整備を行うこととされており、また、骨太方針及び「日本再興戦略」においても、地球環境への貢献や、環境・エネルギー制約の克服等が掲げられており、このような環境・エネルギーを取り巻くニーズへの的確な対応が必要となっている。

また、温室効果ガスの排出量等は、関連する様々な分野の統計を組み合わせで算出されているが、廃棄物等に関する統計やエネルギーに関する統計の精度向上等が重要な課題となっている。

さらに、環境分野分析用産業連関表は、平成 17 年表の作成の際、基礎となる部門別の投入量等に係る精度の高いデータが十分に得られなかったことから、平成 23 年表の作成に向けてその課題解決も必要となっている。

このため、家庭からの二酸化炭素排出実態を把握することなど、温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの更なる整備や、廃棄物等に関する統計の精度向上及び公表の迅速化に向けた検討に引き続き取り組み、エネルギー消費に関する統計データの精緻化及び精度の高い環境分野分析用産業連関表の作成を行う。

また、環境分野分析用産業連関表の整備を促進するために、総合エネルギー統計、産業連関表などの概念及び数値の整合的な分析が可能となるよう、加工統計間で連携を図る。

別表 今後 5 年間に講ずる具体的施策
「第 2 公的統計の整備に関する事項」部分

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期
2 分野別経済統計の整備 (1) 環境に関する統計の整備	○ エネルギー消費統計については、総合エネルギー統計への組込みに向けて、これまで行ってきた検討により明らかとなった問題点、課題等の解決に取り組むとともに、引き続きデータの精緻化を図る。	資源エネルギー庁	平成 26 年度から実施する。
	○ 上記の検討を踏まえ、エネルギーに関する統計について体系的な整備を行い、基幹統計の範囲について検討を行う。	資源エネルギー庁	平成 29 年度末までに結論を得る。

第3 公的統計の整備に必要な事項

2 統計リソースの確保及び有効活用

(5) 民間事業者の活用

厳しい行財政事情の下、限られた統計リソースの有効活用や、地方公共団体及び統計調査員の業務量の負担軽減を図るためには、優れたノウハウやリソースを持つ民間事業者の効果的かつ適正な活用が引き続き重要である。

一方で、公的統計の作成の最終的な責任は作成主体が担うものであり、国が行う重要な統計調査については、企画立案業務等の中核的業務を国自らが行うことが必要である。特に、調査結果の精度が低下した場合、国の統計全体の精度や国政の運営に大きな支障が生じるおそれがある統計調査については、民間事業者の活用の可能性を、慎重かつ十分に検討することが必要である。

また、民間事業者の活用に当たっては、統計の品質の維持・向上、報告者の秘密保護、信頼性の確保等を前提としつつ、民間事業者の履行能力といった点に留意する必要がある。

このため、民間事業者の活用については、調査業務の負担軽減及び効率化を図ることを共通認識として、これまでの取組の更なる定着促進を図るとともに、統計の品質保証活動の推進結果を踏まえ、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」（平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ。平成24年4月6日最終改正）に、プロセス保証の考え方を導入する方向で検討する。

別表 今後5年間に講ずる具体的施策

「第3 公的統計の整備に必要な事項」部分

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期
2 統計リソースの確保及び有効活用 (5) 民間事業者の活用	○ 民間事業者に委託する際の仕様書の改善を図ることで、よりの確な民間事業者の活用を図るため、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」におけるプロセス保証の導入状況を踏まえ、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に、プロセス保証の考え方を導入する方向で検討する。	総務省、各府省	平成28年度末までに結論を得る。

「諮問第 285 号の答申 工業統計調査及び商工業石油等消費統計調査の改正について」（平成 14 年 8 月 9 日付け統審議第 8 号）における今後の課題

II 商工業石油等消費統計調査

1 石油等消費構造統計調査の中止

（略）

しかしながら、構造統計調査の中止により提供されなくなる地域別等の結果については、その推計方法、推計の基礎となるデータの所在等の情報を提供するなど利用者の利便を図るほか、補完的な資料として、動態統計調査の 1 年分のデータを活用することにより都道府県別、経済産業局別の集計結果を「石油等消費動態統計年報」で公表する必要がある。

また、平成 14 年 5 月に改正された「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（昭和 54 年 6 月法律第 49 号）においては、製造業等のほかオフィスビル、大型小売店舗等の民生業務部門についても、エネルギー消費の多い工場又は事業場に対し、年 1 回のエネルギー消費に関する定期報告を義務付けており、この定期報告によりエネルギー消費に関する業種横断的なデータが得られることから、当該定期報告を活用した統計の作成を検討する必要がある。